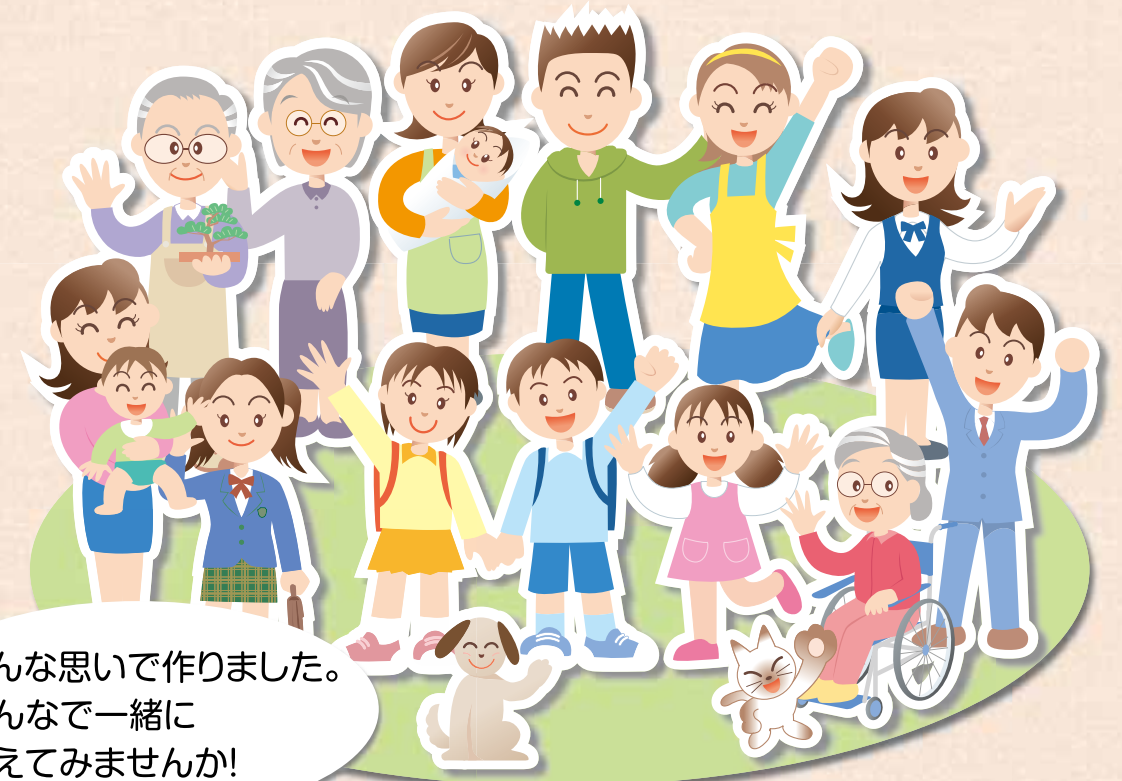


平成25年4月施行

すべてのおとなの方々へ！
そしてこれからおとなになる子どもたちへ！

笠岡市子ども条例



こんな思いで作りました。
みんなで一緒に
考えてみませんか！

(条例前文)

子どもは、未来への希望であり、一人の人間としてその尊厳が守られるかけがえのない存在です。
子どもは、権利について正しく学び、自らの権利を実現することで、ほかの人の権利を尊重できるようになります。そして、さまざまな権利が守られることで、豊かな子ども時代を過ごすことができるようになり、社会の一員として自立したおとなに成長していきます。

現代の社会には、子どもの権利を脅かすさまざまな問題があり、このような時代を乗り越えていくには、子どもが生きる力を身につけることが大切です。

子どもの生きる力を培うためには、家庭や地域を中心とした社会全体で愛されることが必要です。子どもは愛されることにより、自分も周りの人も愛する気持ちが生まれます。さらに、自らの可能性を信じ、目標に向かって努力を重ねていくことで、自分自身を高め、豊かな人間性を育てていくことができます。

笠岡市に住む子どもが心豊かに成長することは、すべての市民の願いです。おとなは、子どもの権利条約に基づき、子どもの最善の利益を第一に考えます。

笠岡市は、地域の行事や日々の暮らしを通じて、子どもとのふれあいを大切にします。さらに、家庭、学校園等、地域社会、事業所及び市が協働することにより、まち全体で子どもの豊かな育ちを支え合う仕組みを整え、子どもが夢と希望をもち、安心して幸せに生活することができるまちの実現を目指し、この条例を定めます。

～条例をつくっていくなかで、子どもの意見を聞きました～

- 家族の人へ
 - ・もっと話を聞いて欲しい
 - ・一緒に遊んだり、家族みんなで旅行に行きたい
 - ・良いことは褒め、悪いことはきちんと叱って欲しい
 - ・いろいろなことを教えて欲しい
 - ・子ども扱いしないで欲しい
 - ・干渉しすぎないで欲しい
- 学校へ
 - ・自分を認めて欲しい
 - ・いじめのない楽しい学校になればいい
- 地域の人へ
 - ・あいさつしたら、返して欲しい
 - ・きれいな地域にして欲しい（ゴミのポイ捨てをやめるなど）
 - ・地域の行事をもっと増やして欲しい

そして、自分たちは…

- ・家族を大切にしていきたい
- ・将来の夢に向かって努力したい
- ・周りの人を思いやる心を持ちたい
- ・いじめのない学校にしていきたい
- ・地域の伝統・文化を勉強したい
- ・地域の行事に積極的に参加したり、進んであいさつをしたい
- ・地域の美化活動に参加したい etc.



笠岡市に住む子どもが心豊かに成長することは、すべての市民の願いです。そのために、私たちおとなは、何ができるでしょうか？

子どもは、おとなとの心のふれあいを求めています。

まずは、あなたの身近でできることから始めてください。あなたの周りの子どもの声に耳を傾けてみてください。

そして、子どもは、家庭のなかだけで育つではありません。子どもの成長には周りの様々な人の関わりが大変重要です。

笠岡市は、まち全体で、子どもの豊かな育ちを応援していきます。

条例全文など、詳しくはインターネットで検索してください。

笠岡市 子ども条例

検索



問い合わせ先

笠岡市 健康福祉部 子育て支援課

〒714-8601 笠岡市中央町1番地の1

TEL 0865-69-2132 FAX 0865-69-2561

E-mail kosodateshien@city.kasaoka.okayama.jp

笠岡市

● 条例の目指すもの ●

子どもの幸せを第一に考える視点のもとに、次代を担う子どもが未来に夢と希望をもち、安心して心豊かに育つこと

条例では、目指すものを実現するために、次の3つを定めています。

- I. 子どもの育成についての基本的な考え方
- II. 子どもの権利
- III. おとなの役割



I. 子どもの育成についての基本的な考え方

- ①子どもは、生まれながらにして一人の人間としてその権利が守られ、最善の利益が保障されるかけがえのない存在です。
- ②おとなは、子どもには個人差や発達段階があることを認識し、心のふれあいを大切に、子どもとの信頼関係を築いていきます。
- ③おとなは、それぞれの果たすべき役割を認識し、互いに協働しながら、子どもを取り巻く環境を整え、子どもの生きる力を育てていきます。

II. 子どもの権利

この条例では、子どもが成長していくために、特に大切なものとして保障されなければならない権利として、次の4つを定めています。

そして、子どもは、その年齢や発達段階に応じて、ふさわしい配慮がなされ、支援を受けることができます。

※子どもは、自らの権利が尊重されるのと同じように、ほかの人の権利も尊重しなければなりません。

生きる権利

子どもは、自分らしく生きていくために、次のことが保障されます。

- ①自分の考えや気持ちを自由にもつこと。
- ②個性やほかの人の違いが認められ、一人の人間として尊重されること。
- ③夢を抱き、それに向かって挑戦すること。

育つ権利

子どもは、豊かに育つために、次のことが保障されます。

- ①遊び、学び、休息すること。
- ②文化、芸術、スポーツを体験すること。
- ③自然に親しむこと。

守られる権利

子どもは、安全に安心して生きていくために、次のことが保障されます。

- ①虐待やいじめなど、あらゆる暴力から守られること。
- ②いかなる差別も受けないこと。
- ③プライバシーや名誉が守られること。

参加する権利

子どもは、自ら社会に参加するために、次のことが保障されます。

- ①自分の意見や考えを自由に表すことができ、それが尊重されること。
- ②仲間をつくり、集うこと。
- ③社会に参画し、意見が活かされる機会があること。
- ④社会参加への適切な支援が受けられること。

子どもの権利条約

子どもの基本的な人権を国際的に保障するために定められた条約で、児童の権利に関する条約とも呼ばれています。前文と本文 54 条から構成され、18 歳未満を児童（子ども）と定義し、4 つの権利（生きる権利、守られる権利、育つ権利、参加する権利）を実現・確保するために必要となる具体的な事項を規定しており、1989 年に国連総会において採択され、日本は 1994 年に批准しています。

笠岡市子ども条例では、子どもの権利条約に基づき、子どもにとって大切な権利を定めています。

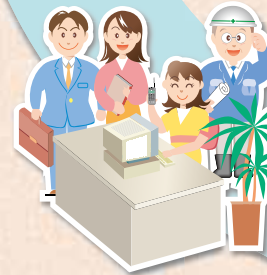
III. おとなの役割



学校園等の役割

(学校・幼稚園・保育所・特別支援学校・児童養護施設など)

- ①子どもの年齢や発達段階に応じた知識や技能を身につけさせるとともに、子どもが自ら考え、解決していく力を育てるように努めます。
- ②子どもが集団の中で互いに支えあいながら、自らの可能性を高め、自分らしく生きて行くことができるよう、豊かな人間性や社会性を育てるように努めます。



事業所の役割

(おとなが働く場所)

子どもを育成することが未来の社会の担い手を育てる大切な営みであることを認識するとともに、保護者が安心して仕事と家庭を両立しやすいように環境を整え、学校園等や地域社会との連携に努めます。

家庭の役割 (保護者など)

- ①子どもとともに育つなかで、心のふれあいを通して、子ども自らが愛され大切にされていると実感できるような家庭づくりに努めます。
- ②子どもに生活習慣を身につけさせ、社会のルールを教える責任があります。



地域社会の役割

(地域に住む人や、地域で活動している団体)

- ①子どもが安心して気持ちよく過ごすことができる環境づくりに努めます。
- ②子どもが地域の一員として、行事や活動に参加し、自然や文化に親しむ機会を提供するように努めます。



市の役割

家庭、学校園等、地域社会及び事業所と協働しながら、それぞれの役割が果たせるように支援や調整を行い、条例の目指すものの実現に向けて推進していきます。



● 条例を推進するための笠岡市の取組 ●

《計画の策定・評価》

- ・子どもの育成に関わる取組を、総合的かつ継続的に推進していくための計画をつくり、わかりやすく公表します。
- ・計画に基づき、安心して子どもを産み育てることができるよう総合的な支援に取り組みます。
- ・計画に基づいて実施した取組の結果について評価し、わかりやすく公表します。
- ・評価した内容を尊重し、必要な措置を取るよう努めます。

《推進会議の設置》

- ・家庭、学校園等、地域社会及び事業所と協働して子どもの育成に関わる取組を、総合的かつ継続的に進めていくために、推進会議を設置します。

《子どもの意見を聴く機会》

- ・子どもの視点や意見をまちづくりに反映させることができるように子どもの意見を聴く機会を設けます。

《笠岡市子ども週間》

- ・毎年11月第2月曜日からの1週間を「笠岡市子ども週間」と定め、家庭や地域社会のなかで、おとなと子どもが心のふれあいをより深めるための週間とします。

《相談体制の充実》

- ・支援が必要な子どもや子育て家庭に対する相談及び支援体制の充実に努めます。

《虐待やいじめなどへの対応》

- ・関係機関と連携を深め、子どもに対する虐待やいじめなどの防止や早期対応に努めます。

《広報》

- ・この条例の目指すものや内容を子どもやおとなにわかりやすく広めていきます。